

佐賀県告示第百十四号

佐賀県建設工事請負契約約款（平成九年佐賀県告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 中 川 康

第2条中「、第三者」を「、当該第三者」に改める。

第4条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条第2項第1号中「契約」を「この契約」に改める。

第10条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間内においては、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁の建設、ポンプ施設の建設、水門の設置その他の工事について、工場その他の施設においてこれらの部品等の製造のみが行われている期間

(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

第11条中「契約」を「この契約」に改める。

第13条第2項中「本条」を「この条」に、「、検査」を「、当該検査」に改め、同条第5項中「検査」を「第2項の検査」に改める。

第14条第3項中「又は工事写真等」を「、工事写真等」に、「当該記録」を「当該見本、工事写真等の記録」に改める。

第15条第4項中「かし」を「瑕疵」に改める。

第17条第1項中「責」を「責め」に改める。

第18条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第20条第1項中「責」を「責め」に改める。

第21条中「責」を「責め」に改め、同条に次の1項を加える。

2 甲は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又はその工期を延長したことにより乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条第1項中「甲は、」の次に「工期を延長した場合において、」を加え、「工期の」を「延長した工期の期間内でその」に改める。

第25条第2項中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第4項中「本条」を「この条」に、「第1項中」を「同項中」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第7項中「第5項及び前項」を「前2項」に改める。

第27条中「責」を「責め」に改める。

第28条第1項中「本条」を「この条」に、「責」を「責め」に改める。

第29条第1項中「責」を「責め」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項中「前項の損害」を「同項の損害」に、「本条において同じ」を「この条において「損害」という」に改め、同条第4項中「以下」を「第6項において」に改める。

第30条第1項中「第17条から第20条まで、第22条」を「第17条から第

22条まで」に改め、同条第2項中「請負代金額の」を「請負代金額を」に、「費用の」を「費用を」に改める。

第32条第1項中「前条第2項」の次に「(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)」を加え、同条第3項中「責」を「責め」に、「以下」を「以下この項において」に改める。

第34条の見出しを「(前金払及び中間前金払)」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項の規定を準用する。

第34条第5項中「前払金額」の次に「(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。)」を、「で前払金」の次に「(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)」を加え、同条第8項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

第37条第1項中「次項以下」を「次項から第7項まで」に改め、同条第3項中「前項の確認」を「同項の確認」に改める。

第40条の見出し中「前金払」の次に「及び中間前金払」を加え、同条第1項中「前金払」の次に「及び中間前金払」を加え、「第34条及び」を「同条及び」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、「前項の規定により読替え後の」を「同項の規定により準用される」に改め、「第34条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同条第3項中「前払金を」を「前払金及び中間前払金を」に、「第1項の規定による読替え後の」を「同項の規定により準用される」に改め、「前払金相当分」の次に「及び中間前払金相当分」を加え、同条第4項中「第1項の規定による読替え後の」を「同項の規定により準用される」に改め、「前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、同条第5項中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加える。

第41条第2項中「、前払金」の次に「及び中間前払金」を加える。

第44条の見出しを「(瑕疵担保)」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「かし」を「瑕疵」に改め、同条第4項中「第87条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約」を「第94条第1項に規定する住宅新築請負契約」に、「第6条第1項及び第2項」を「第5条」に、「かし」を「瑕疵」に改め、同条第5項中「かし」を「瑕疵」に、「第4項の」を「前項に」に改め、第6項中「かし」を「瑕疵」に改める。

第45条第1項中「責」を「責め」に改め、同条第2項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改め、同条第3項中「責」を「責め」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

第46条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「契約」を「この契約」に改め、同項第2号中「責」を「責め」に改め、同項第4号及び第5号中「契約」を「この契約」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所)の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし

たと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとは認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第46条第2項中「契約が」を「この契約が」に改め、同条第3項中「前項の」を「第1項第1号から第5項までの規定により、この契約が解除された」に、「違約金」を「前項の違約金」に改める。

第46条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に、「契約を」を「この契約を」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「契約」を「この契約」に改める。

第48条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「契約」を「この契約」に改め、同条第2項中「契約」を「この契約」に改める。

第49条第1項中「契約」を「この契約」に改め、同条第3項中「前払金」を「前払金又は中間前払金」に、「を控除した」を「及び中間前払金の額を控除した」に、「第1項前段」を「同項前段」に改め、「前払金額」の次に「及び中間前払金額」を加え、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に、「第

47 条又は前条」を「前 2 条」に改め、同条第 4 項から第 6 項までの規定中「契約」を「この契約」に改め、同条第 8 項中「契約」を「この契約」に、「第 47 条又は前条」を「前 2 条」に改める。

第 49 条の 2 第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 50 条第 1 項中「本条」を「この条」に改める。

第 52 条中「、前条」を「、同条」に改める。